

御意見概要及び御意見に対する消費者庁の考え方

No.	案に対する御意見の要旨 (7項目)	御意見に対する消費者庁の考え方
1	<p>通し番号 837 の表記方法が不明瞭です。特記事項に「エトキシ化及びプロポキシ化のうち一又は複数の処理をしたものに限る。」や「分子量 1000 以上の場合は、エチレングリコール及びプロピレングリコールのうち一又は複数の重合体（エチレンオキシド及びプロピレンオキシドの付加数が合計 4 以上のものに限る。）の合計が全体の 50%以上であること。」とありますが、物質名に盛り込むべきではないでしょうか。</p> <p>また、特記事項の「アリアルアルコール、酢酸、ブタノール及びブタンジオールのうち一又は複数の物質により修飾処理されたものを含む。」というのは、その構造が物質名にないので、何を指すのかが明確でなく問題だと考えます。</p> <p>受理とされたものが、どのように掲載されたのかをはっきりできるよう、CAS の表記をお願いします。</p>	<p>別表の一覧性を確保するため、「物質名」ではなく、「特記事項」において規制対象となる物質名を明確にするための表記をしているものです。</p> <p>収載されている物質についての参考情報を確認するための参考資料を H P 等で公表する予定です。</p>
2	<p>通し番号 837 の物質名に関して物質名に、ポリシロキサンの末端をエトキシ化（プロポキシ化）した化合物の必須成分である 3-ヒドロキシプロピルジメチルシロキサン、ジメチル水素シロキサンが記載されていませんが、主な構成成分でないという理由で省略されているのでしょうか。</p>	<p>通し番号 837 において、3-ヒドロキシプロピルジメチルシロキサン及びジメチル水素シロキサンは、ポリシロキサンの末端に位置する構成成分と考えられることから、主な構成成分でないと判断しました。</p> <p>なお、添加剤においても物質名欄に掲げる物質において、「○○を主な構成成分とする重合体」とある場合は、その重合体の構成成分に対して、2%未満の部分については、物質名欄に示されていなくても差し支えありません。</p>

3	<p>食品製造業者への移行期間は設けないのでしょうか。食品器具にはパッキンやホースなどの設備の部品が含まれています。一部メーカーからは、今までは海外の基準（例えば、FDA など）や、食添規格基準をクリアしていたから販売していたが、ポジティブリスト制度に適合させる手間をかける気はないので食品製造業向けの販売は終了することを通達されました。現在、代替品を探しています。スプーンや紙コップなどの直接口に触れる器具だけでなく、パッキンやホースなどの設備部品を含めるならば、食品製造業者への移行期間を設けていただけないのでしょうか。</p>	<p>食品用器具・容器包装のポジティブリストは令和7年5月31日まで5年間の経過措置期間を設けております。</p> <p>「食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（令和5年11月30日付け厚生発 1130 第4号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）を御参照ください。</p>
4	<p>食品製造業に使用する水処理の器具も、ポジティブリスト制度を適用するのでしょうか。食品製造で使用している水処理設備に使用している器具は、水道法に適している器具を使用し、更に最終出口部分から処理水を採取し、分析機関へ提出して水道法に適合していることを証明していただいています。水道法に適しているにもかかわらず、ポジティブリスト制度に適合していなければ、水処理設備は使用不可になるのでしょうか。また、使用不可の場合、市水を使用することになりますが、その場合は該当自治体の水道局へ、食品器具のポジティブリスト制度に適用した設備を有していることを確認すればよいのでしょうか。</p>	<p>食品衛生法の対象となる器具については、ポジティブリスト制度の遵守が求められます。</p> <p>どのような器具が食品衛生法の対象となるかは、個別の事案ごとに判断されますので、各地域の保健所へお問い合わせください。</p>
5	<p>意見提出し、受理とされたものが全て網羅されていません。</p>	<p>既存物質については、意見募集の結果等も踏まえた上で、令和5年4月13日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会における考え方で収載しております。</p>

		<p>令和5年4月13日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会を御参照ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32491.html</p>
6	もっと厳しくするべきだ。	<p>器具及び容器包装の規格基準は、食品衛生法及び食品安全基本法に基づき必要な規格や基準を設けています。今後も、国民の皆様に安心していただけるよう、適切な食品衛生行政の運営に努めます。</p>
7	<p>令和2年9月より、海外食品製造者から日本の食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度に適合する旨の証明書を取り付ける作業をしていますが、EUの製造者からは、EUの同ポジティブリスト制度に適合している旨の証明書ばかりで、日本の同制度への適合の証明書は発行しない=できない=EUの制度しか知らない、といった対応が多いのが現状です。その場合、同制度が施行される令和7年6月1日以降の輸入食品はどのような対応をしたらよいでしょうか。なお、USAの食品製造者も同様にUSAの同制度への適合のみの返答ばかりです。</p> <p>1年後の施行に向けて輸入者としてどのような対応が適切か、御教示ください。</p>	<p>食品等の輸入監視については、厚生労働省が所管しています。</p> <p>なお、諸外国における食品用器具・容器包装へのポジティブリストは、我が国とは異なる規制であるため、諸外国の規制に適合することのみをもって、我が国の食品用器具・容器包装のポジティブリストに適合しているとは判断できません。</p>

※上記のほか、意見提出事業者の保有する個別物質に関する照会等、今回の意見募集に直接関与しない御意見を8項目頂きました。